

株主のみなさまへ

大阪市中央区北久宝寺町四丁目3番11号

**ネクストウェア株式会社**

代表取締役社長 豊田 崇克

## 第31期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第31期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主のみなさまにおかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。なお、万が一総会終了後に本総会にご来場された方の新型コロナウイルスへの感染が判明した場合に備えて、来場された株主のみなさまのお名前と連絡先（携帯番号等）を受付にてご記載いただきますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、令和3年6月28日（月曜日）午後6時までには到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 令和3年6月29日（火曜日）午前10時30分（受付開始10時）
2. 場 所 大阪市中央区本町橋2番31号  
シティプラザ大阪 2階 燦の間  
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

### 3. 目的事項

- 報告事項
1. 第31期（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第31期（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

### 決議事項

- 議 案 取締役6名選任の件

以上

- 
- ◎株主総会当日までの新型コロナウイルス感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。当社ウェブサイト（<https://www.nextware.co.jp>）より、発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。
  - ◎会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただけますようお願いいたします。
  - ◎当日ご出席される場合は、感染拡大状況やご自身の体調をお確かめの上、マスクの持参・着用など感染拡大防止にご配慮くださいますようお願い申し上げます。当社運営スタッフは検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で応対をさせていただきます。
  - ◎会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。
  - ◎本招集ご通知に際して提出すべき書類のうち、事業報告の「対処すべき課題」、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および定款の規定に基づき、上記の当社ウェブサイトに掲載しておりますので本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております事業報告、連結計算書類および計算書類は、監査役が監査報告の作成に際して監査した事業報告、監査役および会計監査人が監査報告および会計監査報告の作成に際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。
  - ◎株主総会参考書類および本招集ご通知添付書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ウェブサイトに掲載いたしますのでご確認ください。
  - ◎本定時株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、本定時株主総会終了後、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

株主のみなさま、令和2年度につきましては、弊社への格別のご支援、ご協力を賜りまして誠にありがとうございました。ここに、その事業の概要についてご報告いたします。

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により景気は依然として厳しい状況にあります。ワクチンの開発・接種により経済活動の正常化が期待されますが、足元では感染者数が増加しており、先行きは不透明です。

当社グループが所属する情報サービス産業におきましては、企業の働き方改革への取り組みを背景に生産性の向上を目的とした情報システムへの関心は高く、新型コロナウイルス対策としてテレワーク関連需要が増加した一方で、新型コロナウイルス禍の長期化により企業活動が停滞し、不確実性の高まりから投資の抑制や先送りが見られました。

このような状況下におきまして当社グループは、既存のお客様からの継続的な受注の確保と新たなソリューションによる新規のお客様の開拓に努め、ソリューション事業において、新規事業である顔認証ソリューション群の受注が好調でした。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により営業活動が全般的に制約を受け、エンターテインメント事業の活動が一部休止したことから、売上高は前年実績より減少しました。

利益につきましては、上記ソリューション事業の増収や、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う営業活動の縮小による販売費及び一般管理費の抑制のほか、各種助成金の受給により、営業利益、経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益はいずれも前期より増加しました。

これらの結果、当社グループの当連結会計年度における売上高は3,156,137千円(前年同期比1.5%減)、営業利益は18,271千円(前年同期は105,635千円の損失)、経常利益は45,652千円(前年同期は115,577千円の損失)、親会社株主に帰属する当期純利益は24,376千円(前年同期は156,548千円の損失)となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

#### ① ソリューション事業

新型コロナウイルス感染症の影響による案件の規模縮小や納期先送りが見られるなか、DX（デジタルトランスフォーメーション）関連を中心に継続的な受注を確保できました。弊社独自の顔認証ソリューション群、及びAI（人工知能）を中心としたスマートビジネス事業は、コロナ禍の市況においてeKYCソリューション（電子的本人確認）アプリ開発が佳境を迎え、また、顔認証による電子錠開錠や、勤怠管理など他システム連携案件の受注にも繋がっております。

子会社においては、大雨による河川氾濫など異常気象による大規模災害に対し、自治体の迅速且つ正確な情報提供に対応するため、国内の防災・道路監視系システムの機能強化に取り組みました。また、ケーブルテレビ伝送路システム「Cadixシリーズ」製品のサブスクリプション方式により、お客様のご要望に合わせた提案を推進しました。

これらの結果、当連結会計年度のソリューション事業の売上高は2,962,966千円（前年同期比3.4%増）、セグメント利益は64,500千円（前年同期は62,623千円の損失）となりました。

#### ② エンターテインメント事業

新型コロナウイルス感染症の影響により多くの公演が中止や延期となりましたが、松竹座・新橋演舞場では収容率50%で1年ぶりの公演ができました。また、コロナ禍に対応したエンターテインメントの主力事業として、8月に開場した「OSK Revue Café in Brooklyn Parlor OSAKA」では、これまでの劇場型公演事業からコンテンツ配信事業に軸を転換し、従来以上の幅広いサービスを提供しました。

これらの結果、当連結会計年度のエンターテインメント事業の売上高は193,171千円（前年同期比42.9%減）、セグメント損失は46,229千円（前年同期は43,011千円の損失）となりました。

## (2) 資金調達状況

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、主要金融機関と貸出コミットメントライン契約を締結しております。当連結会計年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	600,000千円
借入実行残高	150,000千円
差引額	450,000千円

## (3) 設備投資状況

当連結会計年度に実施した設備投資総額は94,532千円であり、その主なものはソリューション事業におけるケーブルテレビ伝送路管理システム「Cadixシリーズ」およびエンターテインメント事業における「OSK Revue Café in Brooklyn Parlor OSAKA」に係る投資であります。

## (4) 企業集団の財産および損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分	第 28 期 (平成30年3月期)	第 29 期 (平成31年3月期)	第 30 期 (令和2年3月期)	第 31 期 (当連結会計年度) (令和3年3月期)
売 上 高	2,592,760	2,990,168	3,204,978	3,156,137
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	32,522	27,396	△115,577	45,652
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失 (△)	12,701	5,499	△156,548	24,376
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (円)	1.04	0.44	△12.32	1.92
総 資 産	1,505,701	1,601,197	1,406,693	1,540,518
純 資 産	894,780	987,698	831,168	855,545

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算定しております。また、期中平均株式数については、自己株式を控除した株式数を用いております。
2. 第28期は、連結子会社の自社主力製品「Cadixシリーズ」の販売が堅調に推移しました。
3. 第29期は、AIや画像認識によってPC操作を自動化するRPA製品の販売が堅調に推移しました。
4. 第30期は、既存顧客からの受注およびRPA製品の受注が堅調に推移しました。
5. 第31期(当連結会計年度)の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

## (5) 重要な子会社の状況

### ① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
ネクストキャディックス株式会社	68,000千円	100%	デジタル地図配信やケーブルテレビ事業者向け自社製品の開発・販売および運用支援
株式会社システムシンク	32,000千円	100%	気象情報・土砂災害情報等の防災関連システムの設計・開発および運用支援
株式会社OSK日本歌劇団	55,050千円	100%	歌劇の企画・興行およびデジタルコンテンツの開発・配信サービス

### ② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

## (6) 主要な事業内容

### ① ソリューション事業

主にコンピュータシステムのコンサルティング、設計、開発および運用・保守サービスの提供、またIoTソリューションサービスの提供

### ② エンターテインメント事業

主に株式会社OSK日本歌劇団による歌劇の企画・興行およびデジタルコンテンツの開発・配信サービス

## (7) 主要な営業所

名称	所在地
(当社)	
本社	大阪市中央区北久宝寺町四丁目3番11号
東京オフィス	東京都港区南麻布五丁目2番32号
名古屋オフィス	名古屋市中区錦二丁目12番14号
(子会社)	
ネクストキャディックス株式会社	東京都港区南麻布五丁目2番32号
株式会社システムシンク	東京都港区南麻布五丁目2番32号
株式会社OSK日本歌劇団	大阪市中央区北久宝寺町四丁目3番11号

## (8) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
251名	2名増

## (9) 主要な借入先

(単位：千円)

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	108,334
株式会社商工組合中央金庫	73,144
株式会社日本政策金融公庫	48,350
株式会社りそな銀行	25,000
株式会社みずほ銀行	4,272

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 30,480,000株
- (2) 発行済株式の総数 12,706,503株 (自己株式308,719株を除く)
- (3) 株主数 4,727名 (前期末比68名増)
- (4) 大株主の状況(上位10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
豊田 崇 克	1,023,200	8.05
有限会社ティ・エヌ・ヴィ	960,000	7.56
株式会社SBI証券	349,576	2.75
ネクストウェア従業員持株会	343,800	2.71
一般社団法人大阪歌劇振興協会	255,681	2.01
株式会社太田興産	227,700	1.79
アセットシステム株式会社	222,400	1.75
田 英 樹	205,100	1.61
楽天証券株式会社	196,600	1.55
東京海上日動火災保険株式会社	192,000	1.51

(注) 当社は、自己株式308,719株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 役員が保有している新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。



#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	豊 田 崇 克	ネクストキャディックス㈱代表取締役社長 ㈱システムシンク代表取締役社長 ㈱OSK日本歌劇団代表取締役社長
取 締 役	釜 本 隆 之	副社長執行役員営業統轄兼社長補佐
取 締 役	渡 邊 博 和	執行役員経理財務本部長
取 締 役	馬 場 琴 美	執行役員グループ管理本部長 兼内部監査室長
取 締 役	吉 田 紳 一	ネクストキャディックス㈱取締役 常務執行役員営業本部長
取 締 役	山 口 能 孝	公認会計士 税理士法人堂島会計事務所代表社員 ㈱OSK日本歌劇団取締役
取 締 役	泉 秀 昭	弁護士 大阪吉野いずみ法律事務所
監査役(常勤)	松 井 隆 佳	
監 査 役	細 川 雄 介	税理士 細川雄介税理士事務所
監 査 役	岡 庄 吾	税理士・公認会計士 岡庄吾公認会計士事務所 岡庄吾税理士事務所

- (注) 1. 取締役 泉秀昭氏は社外取締役であります。  
 2. 当社は、取締役 泉秀昭氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。  
 3. 監査役 松井隆佳、細川雄介および岡庄吾の各氏は社外監査役であります。  
 4. 監査役 細川雄介氏は税理士の資格を、また、岡庄吾氏は税理士および公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 5. 当社は、法令に定める監査役の数に達しないことになる場合に備え、補欠監査役 藤内健吉氏を選任しております。

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

### (3) 取締役および監査役に対する報酬等

#### ① 取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定方針に関する事項

以下の決定方針については、令和3年1月25日開催の取締役会決議により定められております。

#### 1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

#### 2. 基本報酬

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、経営能力、在任年数、当社の連結業績及びこれに対する貢献度、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

#### 3. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき代表取締役社長豊田崇克がその具体的内容の決定について委任をうけるものとし、その権限の内容は、役位、職責、経営能力、在任年数、当社の連結業績及びこれに対する貢献度、従業員給与の水準等を総合的に勘案した各取締役の基本報酬の額の決定としております。当該決定に当たり、代表取締役社長は、営業部門を担当する取締役については当社の連結業績及び各取締役が担当する部門の業績を、管理部門を担当する取締役については当社の連結業績を、社外取締役については当社の経営に対する監督及び助言を通じたコーポレートガバナンスの向上への貢献をそれぞれ考慮することとしております。当該考慮事項を考慮して取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものと判断しております。

代表取締役社長に委任をした理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには、代表取締役が最も適しているからです。

なお、代表取締役の権限の行使に関する適正性を担保するため、上記のとおり、取締役の個人別の報酬額の決定について考慮すべき事項を定めております。

## ② 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員（名）	報酬額（千円）
取 締 役	9	58,131
監 査 役	3	11,910
計	12	70,041

(注) 報酬額には、社外役員4名分15,398千円が含まれております。

## ③ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、平成17年6月29日開催の第15期定時株主総会において年額1億3,000万円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち、社外取締役は1名）です。

監査役の金銭報酬の額は、平成17年6月29日開催の第15期定時株主総会において年額3,500万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

## (4) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職の状況
社外取締役	泉 秀 昭	弁護士（大阪吉野いずみ法律事務所）
社外監査役	細 川 雄 介	税理士（細川雄介税理士事務所）
社外監査役	岡 庄 吾	税理士・公認会計士 （岡庄吾公認会計士事務所・岡庄吾税理士事務所）

- (注) 1. 取締役 泉秀昭氏が兼職している他の法人等と当社の間には、重要な取引その他の関係はありません。
2. 監査役 細川雄介氏が兼職している他の法人等と当社の間には、重要な取引その他の関係はありません。
3. 監査役 岡庄吾氏が兼職している他の法人等と当社の間には、重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況 等
社外取締役	泉 秀 昭	当事業年度開催の取締役会7回のうち7回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
社外監査役	松 井 隆 佳	当事業年度開催の取締役会7回のうち7回に出席、監査役会15回のうち15回に出席し、主に企業経営者としての豊富な経験から発言を行っております。
	細 川 雄 介	当事業年度開催の取締役会7回のうち7回に出席、監査役会15回のうち15回に出席し、主に税理士としての豊富な経験から発言を行っております。
	岡 庄 吾	当事業年度開催の取締役会7回のうち7回に出席、監査役会15回のうち15回に出席し、主に公認会計士および税理士としての豊富な経験から発言を行っております。

③ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

氏 名	主 な 職 務 の 内 容
泉 秀 昭	弁護士としての豊富な経験と専門知識に基づき、当社のコンプライアンス上の問題点等について、適切な助言をいただきました。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

監査法人グラヴィタス

### (2) 会計監査人の報酬等の額

(単位：千円)

区 分	報 酬 額
当社が支払うべき報酬等の額	18,500
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,500

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的に区分もできないことから、上記の金額はこれらの合計金額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について当社監査役会が同意した理由  
当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査計画と実績の比較、監査時間および報酬額の推移を確認したうえで、当事業年度の監査予定時間および報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6. 会社の体制および方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、内部管理統制の強化を会社運営の最重要事項の一つとして位置付け、業務の有効性と効率性の向上、財務報告の信頼性確保、関連法規や社内規程の遵守、資産の保全を目的とした内部統制システムの高度化を進めております。当社の業務の適正を確保するための体制構築の基本方針を以下のとおり定めております。

#### ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- a) 当社のコンプライアンス体制に係る規定を役職員が法令・定款および会社規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
- b) 上記に挙げる行動規範の徹底を図るため、管理担当部門においてコンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、同部門を中心に役職員への教育等を行う。
- c) 内部監査部門は、管理担当部門と連携の上、コンプライアンスの状況を監査し、定期的に取り締役会および監査役会に報告する。
- d) 法令上疑義のある行為などについて、従業員が直接情報提供を行う手段として内部通報制度を制定・運営する。
- e) 反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止する観点から、反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- a) 文書管理規程を制定し、取締役の職務の執行に係る文書その他の情報の保存方法、保存期間を定める。
- b) 文書その他の情報は、規程に従って適切に保存、管理および破棄を実施するとともに、当該文書等の存否および保存状況を検索可能とする体制を構築する。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a) リスク管理を担当する取締役を定め、リスク情報の集約、組織横断的な対応力の向上、リスクマネジメント強化を推進する。
- b) リスク管理についての規程を制定し、リスク管理方針、リスク管理責任の明確化を図る。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a) 職務権限規程および取締役の業務分掌において、適正かつ効率的な業務分掌および権限委譲の運用内規を定め、業務執行の適正化・効率化を図る。
  - b) 取締役等によって構成される経営会議等を設置し、業務の有効性と効率性を図る。
- ⑤ 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a) 関係会社管理方針を策定し、関係会社運営の適正化、効率化を図る。
  - b) 関係会社管理方針に基づいて、関係会社管理に関する規程を制定し、関係会社管理の運用を明確にする。
  - c) 関係会社全体に共通のものとして定めた行動指針により、当社グループにおける法令遵守および企業倫理の遵守の浸透を図る。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役会がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、当該従業員を配置するものとし、配置にあたっての具体的な内容については、監査役会と相談し、その意見を十分考慮して検討する。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとする。
- ⑧ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 取締役および従業員は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な情報提供を行うこととする。
- ⑨ その他監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役と内部監査部門との協力体制を確立するとともに、取締役は、監査役が必要とする情報収集等に関し支援するものとする。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、以下の具体的な取組みを行っております。

- ① 主な会議の開催状況として、取締役会は7回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性および効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が出席いたしました。その他、監査役会を15回、経営会議を5回、コンプライアンス委員会を3回開催いたしました。
- ② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長および他の取締役、子会社の取締役、内部監査部門、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③ 内部監査部門は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行および子会社の業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。

## (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主のみなさまに対する利益還元を経営上重要な施策の一つとして位置付けており、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、経営成績に応じた株主のみなさまへの利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

しかしながら、当事業年度においては、配当原資が不足していることから、誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。

早期復配に向け尽力してまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

---

注1. 本事業報告中の表示数値未満の端数の取扱いは、金額および株式数については切り捨て、比率その他の数値については四捨五入して表示しております。

注2. 特に注記がない場合につきましては、本事業報告中の数値につきましては令和3年3月末時点を指しております。



# 連結貸借対照表

(令和3年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,050,227	流 動 負 債	594,091
現 金 及 び 預 金	314,659	買 掛 金	176,814
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	657,177	短 期 借 入 金	150,000
商 品	4,752	1年内返済予定の長期借入金	34,488
仕 掛 品	14,630	未 払 法 人 税 等	24,172
貯 蔵 品	745	そ の 他	208,616
そ の 他	58,262	固 定 負 債	90,881
固 定 資 産	490,290	長 期 借 入 金	74,612
(有 形 固 定 資 産)	74,618	退 職 給 付 に 係 る 負 債	8,235
建 物	33,895	資 産 除 去 債 務	5,507
そ の 他	40,722	そ の 他	2,526
(無 形 固 定 資 産)	205,348		
の れ ん	60,447	負 債 合 計	684,972
ソ フ ト ウ ェ ア	137,109	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	7,791	株 主 資 本	855,545
(投 資 そ の 他 の 資 産)	210,323	資 本 金	1,310,965
投 資 有 価 証 券	43,613	資 本 剩 余 金	378,355
長 期 貸 付 金	9,646	利 益 剩 余 金	△729,149
差 入 保 証 金	76,475	自 己 株 式	△104,625
繰 延 税 金 資 産	21,457		
そ の 他	60,554	純 資 産 合 計	855,545
貸 倒 引 当 金	△1,425		
資 産 合 計	1,540,518	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,540,518

(金額表示は、千円未満の端数は切り捨てて表示しております。)

# 連結損益計算書

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		3,156,137
売 上 原 価		2,280,804
売 上 総 利 益		875,332
販売費及び一般管理費		857,061
営 業 利 益		18,271
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	191	
助成金収入	30,474	
その他の他	1,348	32,014
営 業 外 費 用		
支払利息	1,859	
支払手数料	1,000	
その他の他	1,773	4,633
経 常 利 益		45,652
税金等調整前当期純利益		45,652
法人税、住民税及び事業税	21,334	
法人税等調整額	△59	21,275
当 期 純 利 益		24,376
親会社株主に帰属する当期純利益		24,376

(金額表示は、千円未満の端数は切り捨てて表示しております。)

# 連結株主資本等変動計算書

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当 期 首 残 高	1,310,965	378,355	△753,526	△104,625	831,168	831,168
当 期 変 動 額						
親会社株主に帰属する当期純利益			24,376		24,376	24,376
当 期 変 動 額 合 計	—	—	24,376	—	24,376	24,376
当 期 末 残 高	1,310,965	378,355	△729,149	△104,625	855,545	855,545

(金額表示は、千円未満の端数は切り捨てて表示しております。)

# 貸借対照表

(令和3年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	740,082	流 動 負 債	565,251
現 金 及 び 預 金	264,973	買 掛 金	127,776
電 子 記 録 債 権	26,581	短 期 借 入 金	150,000
売 掛 金	396,291	未 払 金	22,540
商 品	1,580	未 払 費 用	21,247
仕 掛 品	10,342	未 払 法 人 税 等	20,800
前 渡 金	1,416	前 受 り 金	10,559
前 払 費 用	17,377	預 り 金	163,834
そ の 他	21,517	そ の 他	48,493
固 定 資 産	539,730	固 定 負 債	20,120
( 有 形 固 定 資 産 )	29,307	長 期 借 入 金	20,000
建 物	12,319	そ の 他	120
車 両 運 搬 具	1,288		
器 具 備 品	15,699	負 債 合 計	585,371
( 無 形 固 定 資 産 )	34,320	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	31,358	株 主 資 本	694,441
そ の 他	2,961	資 本 金	1,310,965
( 投 資 そ の 他 の 資 産 )	476,103	資 本 剰 余 金	353,718
投 資 有 価 証 券	23,613	資 本 準 備 金	352,925
関 係 会 社 株 式	304,637	そ の 他 資 本 剰 余 金	792
出 資 金	52	利 益 剰 余 金	△865,617
長 期 貸 付 金	9,461	そ の 他 利 益 剰 余 金	△865,617
差 入 保 証 金	73,189	繰 越 利 益 剰 余 金	△865,617
繰 延 税 金 資 産	7,067	自 己 株 式	△104,625
そ の 他	58,529	純 資 産 合 計	694,441
貸 倒 引 当 金	△450	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,279,813
資 産 合 計	1,279,813		

(金額表示は、千円未満の端数は切り捨てて表示しております。)

# 損 益 計 算 書

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	2,079,553
売 上 原 価	1,607,170
売 上 総 利 益	472,383
販売費及び一般管理費	469,145
営 業 利 益	3,238
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	176
受 取 配 当 金	100
助 成 金 収 入	17,650
そ の 他	1,228
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	3,559
支 払 手 数 料	1,000
そ の 他	1,227
経 常 利 益	16,605
税 引 前 当 期 純 利 益	16,605
法人税、住民税及び事業税	9,963
法 人 税 等 調 整 額	△417
当 期 純 利 益	7,059

(金額表示は、千円未満の端数は切り捨てて表示しております。)

# 株主資本等変動計算書

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	1,310,965	352,925	792	353,718	△872,677	△872,677
当 期 変 動 額						
当 期 純 利 益					7,059	7,059
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	7,059	7,059
当 期 末 残 高	1,310,965	352,925	792	353,718	△865,617	△865,617

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当 期 首 残 高	△104,625	687,381	687,381
当 期 変 動 額			
当 期 純 利 益		7,059	7,059
当 期 変 動 額 合 計	—	7,059	7,059
当 期 末 残 高	△104,625	694,441	694,441

(金額表示は、千円未満の端数は切り捨てて表示しております。)

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

令和3年5月17日

ネクストウェア株式会社  
取締役会 御中

監査法人 グラヴィタス

京都府京都市

指定社員 公認会計士 木田 稔 ㊟

業務執行社員

指定社員 公認会計士 藤本 良治 ㊟

業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ネクストウェア株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ネクストウェア株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。



監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

令和3年5月17日

ネクストウェア株式会社  
取締役会 御中

監査法人 グラヴィタス

京都府京都市

指定社員 公認会計士 木田 稔 (印)

業務執行社員  
指定社員 公認会計士 藤本 良治 (印)  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ネクストウェア株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第31期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
  - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
    - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
    - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
    - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人グラヴィタスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人グラヴィタスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和3年5月21日

ネクストウェア株式会社 監査役会

常勤監査役 松井隆佳 ㊟

監査役 細川雄介 ㊟

監査役 岡庄吾 ㊟

(注) 松井隆佳、細川雄介、岡庄吾は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 議 案 取締役6名選任の件

本総会終結のときをもって取締役全員（7名）は任期満了となります。迅速な意思決定を行うため、1名減員して取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	とよだ たかよし 豊田 崇克 (昭和38年10月12日生)	昭和59年4月 日本エス・イー(株)入社 平成2年6月 関西日本エス・イー(株)（現ネクストウェア(株)）移籍 平成7年6月 当社取締役 平成8年6月 当社常務取締役 平成9年6月 当社代表取締役副社長 平成10年4月 当社代表取締役社長（現任） 平成14年9月 ネクストキャディックス(株)代表取締役社長（現任） 平成18年4月 (株)システムシンク代表取締役社長（現任） 平成30年9月 (株)OSK日本歌劇団代表取締役 令和2年6月 同社代表取締役社長（現任）	1,023,200株
2	かまもと たかゆき 釜本 隆之 (昭和37年11月18日生)	昭和60年4月 日本アイ・ビー・エム(株)入社 令和元年10月 当社入社 執行役員社長補佐 令和2年4月 当社執行役員営業統轄兼社長補佐 令和2年6月 当社取締役副社長執行役員営業統轄兼社長補佐（現任）	0株
3	わたなべ ひろかず 渡邊 博和 (昭和47年11月27日生)	平成3年4月 日立造船(株)入社 平成17年9月 当社入社 平成28年6月 当社執行役員経理財務副本部長 令和元年6月 当社取締役執行役員経理財務本部長（現任）	1,800株
4	ばば ことみ 馬場 琴美 (昭和51年7月9日生)	平成9年5月 当社入社 平成26年4月 当社内部監査室長 平成29年6月 当社執行役員グループ管理本部長兼内部監査室長 平成30年6月 当社取締役執行役員グループ管理本部長兼内部監査室長（現任）	2,600株

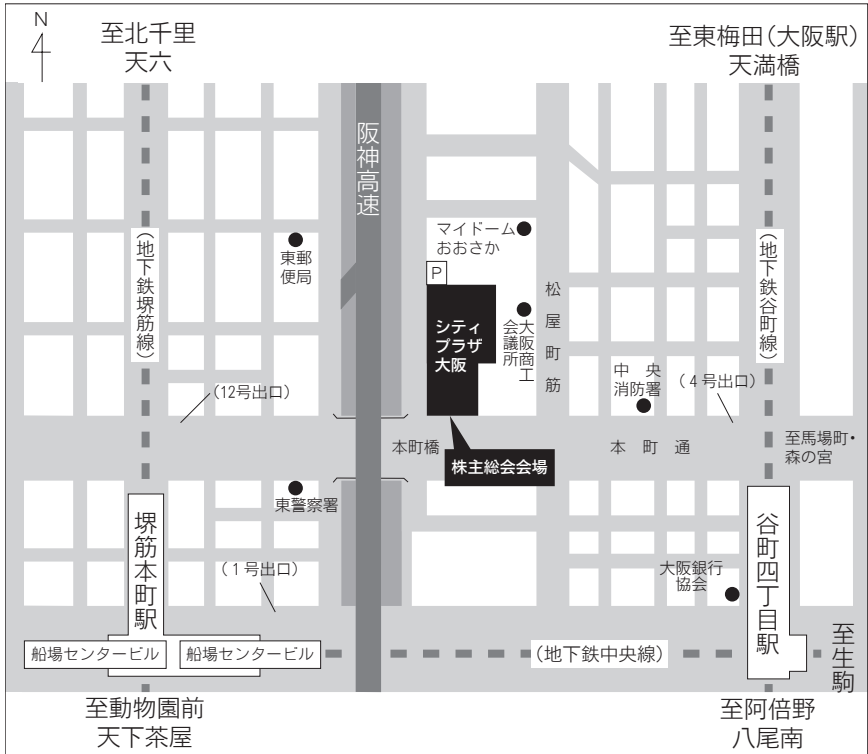
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
5	やまぐち よしたか 山口能孝 (昭和39年4月7日生)	平成2年10月 太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)大阪事務所入所 平成12年8月 山口公認会計士事務所開設 平成16年3月 税理士法人堂島会計事務所設立(現任) 平成17年6月 当社社外取締役 平成18年6月 当社取締役内部監査室長 平成19年6月 当社取締役(現任) 平成24年2月 ㈱OSK日本歌劇団代表取締役 令和2年6月 ㈱OSK日本歌劇団取締役(現任)	8,100株
6	いずみ ひであき 泉秀昭 (昭和34年8月21日生)	平成3年4月 弁護士登録 平成3年4月 巽貞男法律事務所入所 平成11年4月 センチュリー法律事務所(現エル・アンド・ジェイ法律事務所)入所 平成13年6月 当社社外監査役 平成18年6月 当社社外取締役(現任) 令和元年8月 大阪吉野いずみ法律事務所開設(現任)	2,500株

- (注) 1. 泉秀昭氏は、社外取締役候補者であり、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
2. 社外取締役候補者の選任理由、責任限定契約については以下のとおりであります。
- (1) 社外取締役候補者の選任理由および期待される役割について  
泉秀昭氏につきましては、弁護士としての専門的な知識・経験などを当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結のときをもって15年間であります。また、同氏は当社社外取締役就任前5年間に於いて当社社外監査役でありました。
  - (2) 社外取締役としての職務を遂行できると判断する理由について  
泉秀昭氏につきましては、社外取締役、社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的な知識および実務経験を有することなどを総合的に勘案したところ、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
  - (3) 社外取締役との責任限定契約について  
当社は、泉秀昭氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、法令に定める要件について該当する場合には、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。同氏の再任が承認された場合、当社は、同氏との間で、上記責任限定契約を継続する予定であります。
3. 当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約(D&O保険)を締結しており、被保険者とその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる損害を補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は更新することを予定しております。

以上

# 株主総会会場ご案内図

大阪市中央区本町橋 2 番31号  
シティプラザ大阪  
2階「燦の間」



## ■交通のご案内

地下鉄堺筋線・中央線  
地下鉄谷町線・中央線

堺筋本町駅 1号、12号出口より徒歩約6分  
谷町四丁目駅 4号出口より徒歩約7分



地球環境に配慮した植物油インキ  
を使用しています